

保育園における感染症の登園基準一覧表 R5.5現在

- ① の感染症〔黄色枠〕は医師が記入した登園許可書〔黄色の登園許可書〕の提出が必要です。
 ② の感染症〔白枠〕は医師の診断を受け、保護者が記入する登園届〔白色の登園届〕の提出が必要です。

① 医師が記入した意見書（登園許可書）が望ましい病気〔黄色の登園許可書〕

病名	感染しやすい時期	登園の目安
麻疹	発症1～2日前から発疹出現後4日間	解熱後3日を経過してから
インフルエンザ	発症24時間前から後3日間が最も感染力が強い	発症後5日を経過し、かつ解熱後3日を経過してから
風疹	発疹出現前7日から発疹出現後7日間まで	発疹が消失してから
水痘（水ぼうそう）	発症2日前から痂皮形成まで	すべての発疹が痂皮化してから
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺の腫脹前3日から腫脹出現後4日間は感染力が強い	耳下腺・顎下腺・舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
結核	喀痰の検査が陽性の間	感染の恐れがなくなってから
咽頭結膜炎（ノール熱）	急性期の数日間	主な症状（発熱・咽頭発赤・目の充血）が消失して2日を経過
流行性角結膜炎（流行り目）	発症後2週間	感染力が非常に強いため、結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳が出現して2週間を経過するまで	特有の咳が消失し、全身状態が良好であること（抗菌薬を定められた期間服用する、5日間服用後は医師の指示に従う）
腸管出血性大腸菌感染症（O157・O26・O111）	便中に菌が排出されている間	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によっていずれも菌陰性が確認されてから
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないことがみとめられていること
侵襲性髄膜炎菌感染症	—	医師により感染の恐れがないことがみとめられていること
新型コロナウイルス感染症	発症後5日間	発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日経過するまで

② 医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が望ましい病気〔白色の登園届〕

病名	感染しやすい時期	登園の目安
溶連菌感染症	抗菌薬内服後24時間が経過するまで	抗菌薬内服後24～48時間経過していること ただし治療の継続は必要（小児科学会24時間以降登園可能）
マイコプラズマ肺炎	症状がある間がピークでその後4～6週間続く	発熱や激しい咳が治まっていること（症状が改善し、全身状態がいいこと）
手足口病	腫液へのウイルスの排出は1週間（糞便への排泄は数週間持続する）	解熱後1日以上経過し、重症の口内炎がなく、普段の食事ができること
伝染性紅斑（りんご病）	風症状の発現から顔に発疹が出現するまで	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎（ノロウイルス・ロタウイルス・アデノウイルス等）	症状のある期間（便中に3週間以上排泄されるので注意が必要）	嘔吐下痢などの症状が治まり、普段の食事ができること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に1カ月程度ウイルスを排出しているので注意）	解熱後1日以上経過し、重症の口内炎がなく、普段の食事ができること
RSウイルス感染症	通常3～8日（乳児では3～4週間）	重篤な呼吸器症状が消失し全身状態が良いこと
帯状疱疹（ヘルペス）	すべての発疹が痂皮化するまで	水痘と同様
突発性発疹	発熱中は感染力が強い	解熱後1日以上経過し、全身状態がいいこと